基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年九月二十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主ならびに同株主総会で決議予定の剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十三年九月十三日

東京都新宿区東五軒町六番二四号

東販自動車株式会社

代表取締役　清田　伸一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十三日

東京都千代田区神田佐久間町四丁目五番地

株式会社利光商会

代表取締役　奈良田昭三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十三日

東京都千代田区大手町二丁目六番三号

知多石油株式会社

代表取締役　山本　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十三日

新潟県三条市東三条一丁目二一番五号

小柳建設株式会社

代表取締役　小柳直太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年九月十三日

新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田一一五七番地三

株式会社平成建設

代表取締役　藤田　直一

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である当社の普通株式の全部を取得することにいたしましたので、当該株式に係る株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年九月十三日

東京都千代田区西神田三丁目八番一号千代田ファーストビル

株式会社ライトマネジメントジャパン

代表取締役　井筒　廣之

合併につき株券等提出公告

当社は、日本コンピュータシステム株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年九月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＮＣＳホールディングス株式会社

代表取締役　佐藤　廣志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山崎誠が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年九月十三日

東京都港区芝二丁目一〇番一号芝メディックビル五階　ＰＲＧ　ＡＳＩＡ，ＩＮＣ．

日本における代表者　山崎　誠

限定承認公告

本籍北海道札幌市豊平区西岡二条一一丁目一番、最後の住所札幌市南区澄川四条三丁目六番一二号大建ビル二〇二号

被相続人　亡　荒木　嘉徳

右被相続人は平成二十二年七月二十二日死亡し、その相続人は平成二十三年九月五日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

住所札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階長田法律事務所

限定承認者音石孝介

代理人弁護士　長田　正寛

同　大町　英祐

限定承認公告

本籍栃木県宇都宮市東浦町一一四六番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区美幸町五番二二―二〇六号　被相続人　亡　佐藤　良一

右被相続人は平成二十三年六月六日死亡し、その相続人は平成二十三年八月三十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

栃木県宇都宮市西川田南二丁目三三番三号

限定承認者　秋元　陽子

限定承認公告

本籍広島県広島市南区段原日出町二四番、最後の住所広島県安佐北区白木町大字三田六八五四番地一　被相続人　亡　小椋　憲治

右被相続人は平成二十二年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

広島県広島市安佐北区あさひが丘五丁目一〇番三―一〇四号

限定承認者　瀧口　千世

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十月十四日をもって投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法及び投資運用業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年九月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

キャップマークアセットマネジメント株式会社

代表取締役　佐々木忠幸

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年十月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年九月十三日

福岡市中央区春吉三―二一―八

株式会社ピアマーケティング

代表取締役　吉井　盛治

訂正公告

平成二十三年九月五日（号外第一九四号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の乙の商号「有限会社ケイアンド・ジェー」とあるは「有限会社ケーアンド・ジェー」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年九月十三日

東京都中央区銀座五丁目一二番一三号

（甲）株式会社ダイヤ財創

代表取締役　伊藤　林子

東京都台東区竜泉二丁目七番七号

（乙）有限会社ケーアンド・ジェー

取締役　伊藤　和芳

正　誤

平成二十三年九月十二日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

ページ	段	行	誤	正
三一二			八百町1番35―号	市町7番5号

（原稿誤り）

八百町1番35―号を市町7番5号に

平成二十三年八月十一日法務省告示第三百八十八号（日本国に帰化を許可する件）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十三日付第二〇〇号九月十一日付衆会第三八号一

六ページ●同日付政府調達第一七三号一六ページ●八〇四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）